

# 令和3年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年12月24日（金）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時48分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 清 水 達 美  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 大 谷 健  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍  
指 導 主 事 高 橋 拓 也  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 徳 山 好 永
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 0人

令和3年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 令和3年12月24日（金）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第54号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第55号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第56号 西東京市教育委員会の社会教育主事の任命について
- 第 5 議案第57号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書  
の採択の一部変更について
- 第 6 議案第58号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 7 報 告 事 項
  - (1) 令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について（報告）
  - (2) 令和3年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について（報告）
  - (3) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について
  - (4) 令和2年度図書館事業評価
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 3 年第 12 回定例会  
(12 月 24 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和3年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第56号 西東京市教育委員会の社会教育主事の任命について及び日程第6 議案第58号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第8 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、御異議がないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第54号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 私からは、議案第54号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、につきまして説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年7月7日付「通知等に押印する公印の取扱いについて(方針)」、こちらは市の方針でございますが、こちらに基づきまして規則の一部を改正させていただくというものでございます。

恐れ入ります、資料を4枚おめくりください。こちらが新旧対照表となっております。

主な改正の内容でございますが、新旧対照表の2ページ、「別記様式」内の押印箇所を削除させていただき、宛先を「教育長殿」から「西東京市教育委員会教育長宛」に改めているというものでございます。

こちらの規則につきましては、公布日以降から施行いたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第54号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第55号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷教育企画課長 議案第55号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、につきまして説明申し上げます。

本議案につきましては、本市の実態及び他市の規則整備状況を踏まえて規則に定める休業日の見直しを行い、規則の一部を改正させていただくというものでございます。

恐れ入ります、資料を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

主な改正の内容でございます。第4条第1項の中の第4号及び第5号、こちらを削りまして、第6号を第4号とするという内容のものでございます。

こちらの施行日につきましては、令和4年4月1日とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 この施行令を改正するに当たって、市民の意見を聞く必要というのはないのですか。

○掛谷教育企画課長 こちらにつきましては学校の運営の関係でございまして、特に市民参加条例上でも直接市民の方からパブリックコメント等を聴取しなければいけないという内容のものではございません。学校の意見等を踏まえまして、本市の実情にあわせさせていただいているという内容のものになってございます。

○山田委員 確認なんですけれども、本市の実情というと、結局、開校記念日に休んでいない学校がほとんどというか全てであると。それから、都民の日も休んでいない学校が全てであるというふうに理解してよろしいですか。

○山縣教育指導課長 各学校の教育課程の指導、助言を担当しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、教育課程の編成に当たりまして、都民の日を休みとしている学校につきましては、碧山小学校と栄小学校の2校でございます。また、開校記念日を休みとする学校はございません。市民への意見聴取というよりは、教育課程の編成の責任者は校長でございますので、今般、校長会長とも様々話を聞いた中で、今おっしゃいましたように社会的な要請であったり、保護者の様々な生活する上での多様化であったり、そういったところのニーズにあわせるということと、あと今後、コロナの関係の様々な危機的な状況を踏まえて、授業時数の確保や学習内容の質の向上などが喫緊の課題となっております。

そういった中で、都民の日や、開校記念日は以前は休みだったところが多かったのですけれども、時代のニーズにあわせた、また校長会とも協議を重ねた結果ということでございます。

以上でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 管理運営なので、休業日ということで入っているみたいですがけれども、明示的に二つあるやつがなくなったので、学校の休業日というのは、これで定める以外

というのは、日曜とかいうのは学校は運営しない。ほかに休業日を特別にというのは、どんなものがあるのですか。

○掛谷教育企画課長 こちらの規則の中では、「夏季休業日」「冬季休業日」「春季休業日」となっております。そのほかに今回の改正によりまして、「その他委員会が定める日」という四つのものになるという予定になってございます。

○米森教育長職務代理者 そういうことですね。ありがとうございました。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第55号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 議案第57号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○荒木統括指導主事 議案第57号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、説明申し上げます。

本件につきましては、令和3年度西東京市教育委員会第7回定例会において、特別支援学級の教科用図書を採択したところでございますが、採択を行った教科用図書のうち、絶版となり供給不能となった教科用図書がございました。そのため、絶版となり供給不能となった教科用図書に代わり、再度該当学校は調査研究を行いました。

資料に明記されているものが、各特別支援学級の児童・生徒の実態に即して調査研究し直した教科用図書の一覧となります。再度、特別支援学級の教科用図書の一部の採択をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 中原小学校の場合、変更前と変更後で多分内容ががらっと変わっていると思うのですが、ほかはそうではないですね。それは何か理由はあるのでしょうか。

○荒木統括指導主事 リストの中で今回選んだということもあるんですけども、これ以外にもタブレットの中の資料や補助教材を使って指導していくところから、子どもたちの教育課程上、学ぶものについては大きな変更はございません。

以上でございます。

○山田委員 中身的には変わらない。昆虫の話から出かけるときのマナーというのはものすごく違うギャップがあるなと思ったんですけども、実際には昆虫のこととかもきちんとタブレットか何かを使って指導していくということですね。

○荒木統括指導主事 御指摘のとおりでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第57号 令和4年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第7 報告事項に入ります。

(1) 令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について(報告)、の説明をお願いいたします。

○掛谷教育企画課長 それでは、令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について、報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらにつきましては、東京都教育委員会が東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員の功労をたたえ表彰しているものでございます。

今年度につきましては、本市からひばりが丘中学校の井上雅子校長が学校経営の功績により表彰されることとなりました。

なお、表彰式につきましては、令和4年2月9日に予定されてございますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、開催可否を含めて検討中と伺っているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2) 令和3年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について、の説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 私からは、令和3年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定につきまして、報告申し上げます。

本表彰は、学校保健分野において児童・生徒の健康づくりの取組にすぐれた功績がある学校関係者及び学校団体等に対し、年に1回、東京都教育委員会が表彰するものでございます。

本年度は、西東京市からお一人御推薦をさせていただき、本年12月21日付にて受賞が決定いたしました。受賞者は現在、保谷第一小学校で学校医をお務めいただいております斉藤喜親先生でございます。斉藤喜親先生は、平成5年から現在まで28年間の長きにわたりまして学校医の内科医として御尽力をいただいております、児童、保護者、教職員から非常に信頼が厚いお方でございます。

表彰式につきましては東京都から連絡が来てございまして、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となっております。こちらにつきましては、本市の教育委員会から受賞者に賞状等を伝達する予定となっております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

では、次に、（３）下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、説明をお願いいたします。

○和田社会教育課長 私からは、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、を報告申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、去る令和３年教育委員会第６回定例会において議決いただき、東京都教育委員会を通して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。このたび文化庁文化審議会から文部科学大臣に答申されましたので、報告申し上げます。今回は文化庁文化審議会の答申について報道発表があったものであり、正式な追加指定は今後の官報告示をもってなされます。

追加指定に係る所在地、面積は資料に記載のとおりでございます。

また、２ページ以降の資料といたしまして、報道発表資料の関係部分抜粋を添付しております。

私からの報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（４）令和２年度図書館事業評価、の説明をお願いいたします。

○徳山図書館長 私からは、令和２年度図書館事業評価、につきまして報告いたします。

資料のほうを御覧ください。

１、目的。図書館法第７条の３「運営の状況に関する評価等」に基づき、図書館の運営の状況について評価を行うとともに、同法第７条の４「運営の状況に関する情報の提供」に基づき、図書館ホームページ、図書館だより等により市民に周知するものでございます。

２、図書館事業評価につきましては、裏面を御覧ください。

令和２年度図書館事業評価。図書館計画に基づき、評価指標により評価を実施いたしました。評価指標はＡからＣでの意味付けとしております。西東京市図書館計画の六つの基本方針ごとに図書館による一次評価の後、図書館協議会による二次評価を行い、一覧のように評価を実施したところでございます。

次のページを御覧ください。

表記の見方でございますが、基本方針ごとに、令和２年度目標、目標に対する取組成果、自己評価及び今後の課題改善点、最後に図書館協議会による二次評価となっております。従前では図書館サービスやレファレンスサービスなどの対象別の評価を行っていましたが、現図書館計画では横断的な基本方針を立てましたので、昨年の事業評価から横断的な成果に対する評価となっております。また、今回評価を行うに当たり、協議会委員の統一した見解としまして、新型コロナウイルス感染症の要因により予定された事業ができなかった場合、それにかわる工夫をどのようにしていたかという視点で評価するという御配慮がありましたので、つけ加えさせていただきます。

まず御覧いただいておりますページが、基本方針１、資料の収集と保存の充実です。こちらで主にハンディキャップサービスの活字本とマルチメディアデジターの取組、児童書の

保存のあり方についての取組についてを評価していただきました。このように、各基本方針における年度ごとの目標設定は最大で10項目あり、そのうち特に評価する対象を数項目に絞って実施したものでございます。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。

基本方針2、すべての市民に活用されるためには、先ほどの基本方針1と同様、図書館の自己評価はB評価でしたが、協議会評価Aとなった項目になります。コロナ禍での必要としている方々に対して宅配サービスや多文化サービスの取組及び講演会や講座など集客型の行事が開催できず、かつ制限付き開館した中での成人サービスやレファレンスサービスの取組について、高い評価をしていただきました。

各基本方針の二次評価には、図書館協議会からの御指摘や期待値についてコメントをいただいておりますので、職員にフィードバックして今後の図書館サービスに生かすように努めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項（1）から（4）の説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

○今井委員 図書館事業評価について教えてください。

コロナ禍で様々な取組をしてくださっていると思います。8ページの未来を担う子どもの読書活動の支援のところに絵本のお楽しみ袋のことが書いてあるんですけども、ネーミングもわくわくするような内容で、なかなか自分で本を借りてしまうと同じようなものばかり借りてしまうんですけども、こういうふうにお楽しみ袋とかとなると、また別の視点の本が読めるきっかけとかになったりしてとてもいいなと思うんですけども。これは3歳から5歳の幼児が対象と書いてありまして、②のところには、これは小学校、学童クラブ、児童館に団体貸出用すいせん図書パックがあるというふうに書いてあるんですけども、小学生とか、中学生は難しいのかな——とかを対象の何かこういう企画みたいなものというのはいくらでもありますか。

○徳山図書館長 小学生向きという形では、実施はしておりません。このすいせん図書パック含め、団体貸し出しとしてこれ以外にも学級文庫や学校の中の図書室等にも読んでいただきたいということで本の提供もしております。その中で、学校司書の方とも相談しながらとか、あと保護者の方ともどういう本がありますかとか、いい本がありませんかというようなお声がけに沿いながら選んでいるところでございます。

また、学校とはまた別ですが、児童館や学童クラブ、に対しても図書館のほうから団体貸し出しとして行っておりますので、そこも3カ月ごとに本の入れかえをしております。主に児童館の職員や学童クラブの先生が来館され本を選ぶのですが、その中でも今お話ししたように対話をしながら、こちらもお勧めの本も含めて御案内させていただいております。ただ、御意見いただいたものは、お楽しみというところは、確かに小さいお子様でも小学生でも楽しみというところはありますので、逆に担当のほうにもお話ししたいと思います。ありがとうございます。

○今井委員 ありがとうございます。右のページにも学校の訪問のことが書いてあるんですけ

れども、「今後も訪問授業は増えていくと思われます」というふうに書いてあるんですが、これは是非よろしくをお願いします。

以上です。

○木村教育長 ただいまのは御意見ということで、よろしく願いいたします。

○服部委員 図書館です。学校を訪問させていただいたときに、学級文庫、子どもたちの手元にある本を見せていただいているんですが、図書館が団体貸し出しで良書として薦めていらっしゃるのをとても上手に取り入れてそのコーナーをつくっていらっしゃるクラスもあれば、全くそういう景色が見えないところもあります。学校の中でのことなので学校司書さんと先生とのことかとは思いますが、図書館長が学校を訪問される折に、そういったことはお感じになることはありますか。

○徳山図書館長 私が図書館長になってからは、まだ学校のほうの図書室含め見学に行ったことはないのですが、ただ、以前私も児童書担当のときがございまして、そのときには谷戸小学校、谷戸第二小学校のほうを見学させていただいたことがありました。そのときに図書室も含めて、確かに工夫されている学校と、中にはそうではない学校。逆に図書館から団体貸し出しをされていないというところもございましたので、そこは図書館としても反省するところもございました。

なので、今の現状につきましては把握しておりませんので、逆にこれから積極的に私も機会がありましたら、クラス含め図書室含め、そういったところを見学させていただきまして勉強させていただきたいと思っております。

○服部委員 ありがとうございます。GIGAスクールが進む中で、ここにいる全ての方がみんなそうですが、紙の本を読むということの時間を確保したいと考えてくださっていると思うんですが、いかんせん家に帰ると本当に子どもたちは忙しく、学校の中でどれぐらい触れられるかというのがものすごく大きなことで、図書の時間が確保されている学年もありますけれども、本当に朝の時間とかそういうときに、そばに手を伸ばしたところにおもしろい本と出会えたかどうかで、ものすごくその人の人生にとって大きな違いがあると思われますので、是非学校司書さんもいらっしゃることで、そういった工夫をしていただきたいと思います。

あともう1点よろしいですか。さっき今井委員からの御質問もあったのですが、今後、児童書のお楽しみ袋というか、そういったことは具体的に計画としてありますか。

○徳山図書館長 お楽しみのパックという形では確かに好評をいただいておりますので、それが小学生以下のお子様対象だったというところはありますので、今の現段階では、担当のほうからはそれ以上のものことは聞いておりませんが、逆に私のほうからそういった御意見も聞いているということをお知らせさせていただきます。GIGAスクールでタブレットでそういった楽しみもあるのは承知はしておりますが、やはり紙の資料は、それにもまさるものとして図書館の本、本を読んでいただくような、そういったものを進めていきたいと思っておりますので持ち帰らせていただきたいと思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

---

- 木村教育長 日程第8 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。
- 山田委員 前回ちょっと欠席してしまったのですが、その資料をお送りいただいたら、前からお願いしていた中学校の校則を見せていただけるようになってありがとうございます。中をのぞかせてもらおうと、やっぱり学校によって、その御説明があったかどうかちょっとわからないので一方的に質問なんですけれども、学校ごとにやっぱり温度差があって、ミニマムリクワイアメントを全体でつくればいいのになと思う以上にたくさん書かれている学校もあると。
- それぞれの学校の事情はあると思うんですけれども、やっぱり自由闊達に子どもたちがみずから考えながら育っていくのにあまりにもたくさんの細かい規制があるというのは、どちらかという逆効果なような気がするので、是非校長会あたりでミニマムリクワイアメント、最小限必要なルール、それは子どもたち自身を守るためのものだと思っておりますので、そういったものを子どもの意見も聞きながら西東京市らしい必要なものに変えていただければいいかなというふうに強く思ったので、お願いですが、よろしく御検討いただければと思います。
- 以上です。
- 山縣教育指導課長 御意見ありがとうございます。本市は独自に子ども条例も制定しておりますし、今、子どもど真ん中の施策を市全体でやっていることを踏まえれば、学校教育が先頭に立って、声が聞ける最前線におりますので、子どもの主体性を育てるということも学習指導要領に示されていることから、そのあたりは、校長会とも連携を図ってまいりたいと考えております。
- 以上でございます。
- 山田委員 よろしくお願ひします。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。
- 以上でその他を終わります。
- 

- 木村教育長 日程第4 議案第56号 西東京市教育委員会の社会教育主事の任命について及び日程第6 議案第58号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。
- 恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。
- それでは、暫時休憩といたします。
- 午後 2 時 31 分 休 憩
- 午後 2 時 48 分 再 開
- 木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和3年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ありがと

うございました。

午 後 2 時 48 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員